

# 三重県公報

令和3年6月1日 (火)

第 213 号

毎週火・金曜日発行

			目	;	次				
(番号)		(題	名)				(担当)		(頁)
	規	則							
112	母子及び父子並	びに寡婦福	祉法	施行細則の一部を改	正する規則	(子育	ずて支援課	į)	3
113	三重県特定非営	利活動促進	法等	施行規則の一部を改	正する規則		バーシティ社	土	17
11/	地士扮法第三人	上冬の一笠	·т百·	笠皿旦の実料会な系	け入れる特定非営利利	会推進	基課) 同	)	20
114					の一部を改正する規則		[F]	)	20
	告	示							
365	議会の議員その く額の一部を改			の公務災害補償等に	関する条例の規定に基	基づ (福う	利厚生課	)	23
366				の公務災害補償等に 一部を改正する告示	関する条例第10条の2 :	RØ (	同	)	23
367				を総合的に支援する 援医療機関の指定	ための法律の規定に。	よる (健力	東推進課	)	24
368	土壤汚染対策法	に基づく形	質変	更時要届出区域の指	定の解除	(大気	・水環境調	是)	25
369	保安林の指定施	業要件の変	更に	係る通知		(治)	山林道課	)	25
370	同件					(	同	)	29
371	大規模小売店舗	i立地法の規	.定に	よる大規模小売店舗	iの変更の届出		企業・サー 년 (表興課)	_n	30
372	同件					(	同	)	31
373	同件					(	同	)	32
374	同件					(	同	)	32
375	同件					(	同	)	33
376	同件					(	同	)	34
377	同件					(	同	)	36
378	同件					(	同	)	38
379	同件					(	同	)	39
380	同件					(	同	)	40
381	同件					(	同	)	41
382	同件					(	同	)	42
383	同件					(	同	)	43
384	同件					(	同	)	44
385	同件					(	同	)	45
386	同件					(	同	)	46
387	同件					(	同	)	46
388	同件					(	同	)	47
389	大規模小売店舗	i立地法の規	定に	よる意見の概要		(	同	)	49
390	同件					(	同	)	49
391	同件					(	同	)	49
392	急傾斜地崩壊危	険区域の指	定及	びその関係図面の縦	見	(防	災砂防課	)	50
	公	告							
	国土調査に係る	成果の認証				(水資) ジェク	源・地域プロ ト課)	コ	51

国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロ <b>51</b> ジェクト課)
同件	( 同 )51
同件	(同) 52
土地改良事業の工事の完了	(農地調整課) 53
皆伐面積の限度の公表	(治山林道課) 53
公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課) 54
公共測量が終了した旨の通知	( 同 )54

規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 三重県規則第百十二号

第一号様式から第一号様式の三までを次のとおり改める。母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

## 第1号様式(第1条関係)

## 母子福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

 
 〒
 一
 電話
 ( )

 申請者
 住
 所

 フリガナ 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日

 個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

*	経由	事	務所	名																	
及	び受	付	年 月	日			年		月		日(第	į	툿	<del>루</del> )							
取	扱	者	氏	名																	
<b>※</b> I	申請	受付	年月	月		年	月	日	(第		号)			ラ氏	リ ガ	名					
	資	金 0	り種	類							資金		連	17		4					
申	_			松玉	金						F,	]	帯	生	年月	日		年		月	日
	金			額	(月	割額	F	Я×		7	か月)	,	借	住		所					
	貸	付	期	間		年	月	$\sim$		年	月		主	土		ולז					
	据	置	期	間			年			月			兌	続		柄					
	償	還	方	法		年賦	半	年賦		月月	武		童	修		学					
請	償	還	期	間		年	月	$\sim$		年	月		$\overline{}$	(京	<b>北職</b> )	先					
	浿	壓	别	旧					年	償	景			名		称					
					銀行	テコー ]	Ÿ			:	本・	支店	<u>;</u> ⊐	ード				普通		当	座
振	込	先	П	座		紀仁	<ul><li>信用</li></ul>		. <b>曲</b> l	カ				<del>-</del> ⊬- Γ	生・ラ	+ rt-		座番		_	/ <del></del>
										ļ				平店							
母-	子と	なつ	た原	因		死別		、交					)		2		训		3	遺	棄
ļ					4	未婚の	)母		5	生	死不明	] 		6	その	ク他					
母-	子とれ	こつけ	た年月	目			年		月		日										
及	び配	偶者	氏名	等	氏名	7										(}	去律	婚	• ፲	事実	婚)
	続			柄	氏		五年	齢	職			業	点	北業	( 当	纟)	先	収入	(月	貊)	千円
جبر	本			人			-	щи	1144			/\	/42		( 1		<u> </u>	1,000	. ()1	HX/	117
家	<u>'</u>																				
庭																					
の													· <del> </del>					l			
状					<b> </b>																
況													<u> </u>								
		i	+				\														

	けた受けよ とする理由									
返海	斉の財源計画									
		種類	I、番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定年月	借	入	先
				円		円	 			
/tla	o # 1					! ! !	1 	:		
他(	の借入金の						1 1 1 1			
状	況					1 1 1	1 1 1 1			
						! ! !	1 			
						-    - 				
<b>—</b>		·> □ →	· 1 1 1 1 1 1 1 1	~ 4°/1,1,2,5				1	= 1- 1-	
	記記の申請者が ことを約束しま		一個祉資金(	り貸付けを含	受けた上は、1	呆証人とし`	て申請者と連帯	してす	賃仕を	(負
	フ リ ガ 氏	名								
連	フ リ ガ	<i>†</i>	<del>-</del> -			生年月日	年		<u> </u>	1
-111-	住	所	-	_		電 話	( )			
帯	申請者との間	引柄				県内在住				年
保	職業(勤務先	는)								
証	勤務先所在	E地								
人	収 入(年8								千円	
	資産の状	· /卅 ⊢	不動産、家 負債の						千円	
<b>※</b> ネ	<u>l</u> 畐祉事務所長∅			1/\ 1/L						
		,,,,,	-							
									F	

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
  - 2 連帯借主〈児童〉の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

## 第1号様式の2 (第1条関係)

## 父子福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

 
 〒
 一
 電話
 ( )

 申請者
 住
 所

 フリガナ 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日

 個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

*	経由	事	務所	名																	
及	び受	:付:	年 月	目			:	年	月		日 (2	第	7	号)							
取	扱	者	氏	名																	
<b>※</b> I	申請	受付	年月	月		年	月	F	] (	第	号)	)		ラ氏	リ ガ	名					
	資	金 0	り種	類							資:	金	連	17		4					
申	_			#5	金							円	帯	生	年 月	日		年	•	月	日
	金			額	(月	額		円×			か月)	)	借	住		所					
	貸	付	期	間		年		月~		年	. ,	月	主	工		ולז					
	据	置	期	間			:	年		月			兒	続		柄					
	償	還	方	法		年賦		半年則	武	月	賦		童	修		学					
請	償	還	期	間		年		月~		年		月	<i>&gt;</i>		北職)						
	貝	坯	刔	[F]					2	年償	還			名		称					
					銀行	テコー ]	ド	i !			本•	支	店コ	ード		1 1		普通		当	座
振	込	先	П	座		纽尔	. /=	用金属	<u></u>	电板				<del>*</del> [	<u>''</u> ち・ラ	ケド	口	座番-		•	
																				t	
父-	子と	なつ	た原	因原		死別						の化	<u>11</u> )		2	離兄	;IJ		3 j	貴棄	
					4	生死ス	卜明		5	4	の他										
父子	子とか	こつけ	を年月	月日				年	月		日										
及で	び配	偶者	氏名	等	氏名	, I										(ž	去律	婚	• =	事実	婚)
	続			柄	氏	4	占 :	年齢	職			¥	<b>美</b>	就 業	( 🛱	至)	先	収入	. (月	額)	千円
家	本			人																	
庭																					
0)																					
状																					
									ļ												
況									ļ												
		章	+			,	人														

	けかを受けよ とする理由										
返济	<b>斉の財源計画</b>										
		種類、	番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定金	丰月 :	借	入	先
				円		円	 				
他(	の借入金の										
状	況							i			
							1 1 1 1				
			, , ,				 				
	正記の申請者だ ことを約束しま		祉資金 <i>0</i>	り貸付けを登	受けた上は、化	- 呆証人とし <sup>*</sup>	- て申請者と	・ 連帯し	して責	責任を	:負
\.	フ リ ガ 氏	名				生年月日		年	月	E	]
連帯	ァ リ # 住	<sub>ナ</sub> デ	_	_		電話	(	)			
	申請者との間					県内在住	期間				年
保	職業(勤務党	는)									
証	勤務先所在	三地									
人	収 入(年額	頁)								千円	
	資産の状	/뉘	動産、家 債の							千円	
<b>※</b> ネ	国祉事務所長 <i>0</i>										
										Ē	

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
  - 2 連帯借主〈児童〉の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

## 第1号様式の3 (第1条関係)

## 寡婦福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

 〒 — 電話 ( )

 申請者 住 所 任 所 任 所 任 名

 上 名

 生年月日 年 月 日

個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

		事:																	
及	び受	付	年 月	日			年	月	日(第		号)	)							
取	扱	者	氏	名															
<b>※</b> I	申請	受付	年月	月日	年	F	] [	日(第	号)			ァ リ 氏	ガ	ナ名					
	資	金 0	り種	類					資金	٦				名					
申					金				円	連	1	生年	三月	日		年		月	月
4	金			額	(月額		円×		か月)	帯	<u> </u>								
	4	/	-11-11	BB						一	1	主		所					
	貸	付	期	間	年	•	月~		年 月	借	<u> </u>	·		I.T.					
	据	置	<u>期</u>	間		ut.	年		月	-   '	ì	続		柄					
請	償	還	方	法	年賦		半年則		月賦	主	= 1	修		学					
日日	償	還	期	間	年	Ē	月~		年 月				職)						
		~	791	11-7					賞還			名		称					
		.,			銀行コー	- K	i		本・ラ	7店:	コー	- ド				普通	•	当	座
振	込	先	П	座	<i>₽</i> E	⁄~ . k	信用金属				_	本店	<u>'</u>	- rt=		座番兒	를No.		
					虹	11 • 1	6円金	<b>上</b> 一辰 协	ħ			平泊	• >	八白			-		
<b>電</b> t	温レ	なつ	たほ	11 国				を通事	<b>数、その</b>	他)			2	離別	}I]		3	遺	棄
クトソ	ے دانہ	, 4 /	/ / _ //,	IV M	4 未始	多の日	<b>}</b>	5	生死不	明			6	その	の他				
官.h	思レナ	なつけ	>ÆE	∃ □			年	 月	日										
		より、偶者			氏名		_	71	Н					( ½	上往	婚	. Έ	事実	低)
汉(	J. HL		14	1 4	八石		1	7						(1.	A IF	······································		F <del>/</del>	*目 <i>)</i>
	続			柄	氏	名	年齢	職		業	就	業	(学	:)	先	収入	(月	額)	千円
家	本			人															
庭																			
$\mathcal{O}$																			
状																			
況							<b></b>												
		Ħ	+			人	<u></u>												

	けを受けよ とする理由									
返济	斉の財源計画									
		種類、	番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定年月	借	入	先
				円		円	 			
他(	の借入金の									
状	況									
								, , , ,		
			ļ					<u> </u>		
	こ記の申請者だ ことを約束しま		国祉資金 <i>の</i>	の貸付けを勢	受けた上は、化	保証人とし`	て申請者と連帯	して貢	責任を	<u>-</u> 負
\	フ リ ガ 氏	名				生年月日	年	月	F	1
連	フ リ ガ <b>住</b>	サ       所	Ē -	_		電話	( )			
帯	申請者との間	<b>引柄</b>								年
保	職業(勤務党	는)								
証	勤務先所在	三地								
人	収 入 (年8								千円	
	資産の状	/ᆔ	下動産、家 負債の						千円	
<b>※</b> 和	国祉事務所長 <i>0</i>	意見								
									Ē	0

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
  - 2 連帯借主の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

第九号様式の三から第十号様式の三までを次のように改める。

第9号様式の3 (第1条関係)

福祉事務所経由

貸付決定番号第 号

年 月 日

母子 父子 福祉資金継続貸付申請書 寡婦

三重県知事 宛て

申請者住所 氏名 電話番号 ( ) 個人番号 親権を行う者住所 (後見人)氏名 電話番号 ( )

(借主) に対して貸し付けられておりました次の資金については、継続 して貸付を受けたいので申請します。

記

	貸付番号	資金種別
福祉資金の種類		資金
継続の理由		

貸し付けられた福祉資金については、申請者と連帯して債務を負担することを承諾します。

 連帯保証人
 住
 所

 氏
 名

※ 申請者の印鑑登録証明及び借主が死亡したことを証明する書類を添付すること。

## 第10号様式(第1条関係)

母子福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地名称代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

経由					ナ年月 び 番						取打氏	吸者 名					
B.	申 <b>※</b> 受 年月日	2	年	月	日	第	号)	·•/	貸作		定日		年	月	日	(第	号)
申	資 金 類				資	金		<b>※</b> 決	資種	金	の類				資	金	
	金額						円	DC.	金		額						円
	貸付期間		年年		月月		hから まで		貸付	寸期	間		年年		月月		からで
	償還期限		:	年	月		日		償還	<b>景期</b>	限		2	年	月		日
請	償還方法	年	賦	半	年賦	; 年償	賦  還	定	償還	最力	法	年	戶賦	半	午賦	t 年償	賦還
	据置期間		ź	年		月			据置	置期	間		2	年		月	
理	住						所				氏					名	
事																	
7																	
団体	の資産状	† 況															
貸付とす	けを受け。 る事業概	よう 死要															
資金	定使途計	· 画															
れる	事業に使月 者の氏名、 び家庭のお	住															
※福	祉事務所县	長の意	見														印

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
  - 2 定款及び事業計画書を添付すること。

第10号様式の2(第1条関係)

父子福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地名名称代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

経由		受付年月 及 び 番	号		取技 氏	B者 名		
	申 ※受 年月日	年 月 日	(第 号)		貸付決定年 月 日	年 月	日(第	号)
申	資金の 種類	資	金	<b>※</b> 決	資金の 種 類		資金	
	金 額		円	1/	金 額			円
	貸付期間	年 年 月	日から 日まで		貸付期間	年 年		から  まで
	償還期限	年 月	日		償還期限	年	月	日
請	償還方法	年賦 半年賦	月賦 年償還	定	償還方法	年賦	半年賦 月 年償	賦  還
	据置期間	年	月		据置期間	年	月	
理	住		所		氏		名	
事								
団体	の資産状況							
貸付けとす	ナを受けよう る事業概要							
資 金	使途計画							
れるネ	事業に使用さ 者の氏名、住 び家庭の状況							
※福祉	业事務所長の	意見						F

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
  - 2 定款及び事業計画書を添付すること。

## 第10号様式の3(第1条関係)

寡婦福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地名称代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

経由			受作及	寸年月 び 番	日号				取打氏	汲者 名					
Н	申 <b>※</b> 受 年月日	年	· 月	日(	第	号)	\• <b>/</b>	貸付年月	決定		年	月	日	(第	号)
申	資金の種類			資金	金		<b>※</b> 決	資 種	を の 類				資	金	
	金 額					円	DC.	金	額						円
	貸付期間	左 左	F F	月月		から まで		貸付	期間		年年		月月		から
	償還期限		年	月		日		償還	期限		4	丰	月		日
請	償還方法	年則	武 半	半年賦	月 年償	賦  還	定	償還	方法	白	<b>F賦</b>	半	年賦	t 年償	賦還
	据置期間		年	月				据置	期間			年	J	月	
理	住					所			氏	i			:	名	
事															
団体	の資産状	<b></b>													
貸付とす	けを受け。 る事業機	よう 死要													
資金	定使途計	. 画													
れる	事業に使用者の氏名、 び家庭の*	住													
<b>※</b> 福	※福祉事務所長の意見 回														

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
  - 2 定款及び事業計画書を添付すること。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式(第3条関係)

福祉事務所経由

貸付決定番号第 号

氏 名、住 所 等 変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

〒 TEL ( )

TEL ( )

TEL ( )

TEL ( )

下記のとおりを変更したので届け出ます。

記

- 1 変 更 後
- 2 変 更 前
- ※償還者変更の届出には、実印(印鑑登録済の印)を押印し、印鑑登録証明書を添付する こと(提出済の場合を除く)。

式、第二十一号様式の三及び第二十四号様式中「⑤」を削る。第十六号様式、第十七号様式、第二十号様式、第二十一号様

金 宝

(福行財日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過推圖)

- いて提出された申請書等とみなす。 の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づる この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(次項において「旧細則」という。)
- 使用することができる。 β この規則の施行の目前に旧細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 三重県規則第百十三号

第二十二号様式を次のように改める。三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成十年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

第 22 号様式(第 28 条関係)

受付印	認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

/ \					
	主たる事務所の	₹			
	所 在 地		電 話 ( ) FAX ( )	_ _	
年 月 日	(フリガナ)				
	名 称				
	(フリガナ)				
	代表者の氏名				
	認定(特例認定	)の有効期間	事	業年度	
三重県知事 宛て	自 年	月 日	自	年 月	日
	至年	月 日	至	年 月	日

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給
提出しない場合		ロを除く)   ロ 給与を得た職員の総数及び総額
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年度)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先
最後に職員給与規程を提出した事業年度( <u>年度</u> ) (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関		及び支出年月日
する事項、寄附金に関する事項その他の内閣 府令で定める事項を記載した書類		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行っ た場合におけるその金額及び使途並びに その実施日
(特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を 除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細そ の他の資金に関する事項		第 47 条各号のいずれにも該当していない旨 を説明する書類
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額 その他その内容に関する事項		認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる 取引のそれぞれについて、取引金額の最		「役員の状況」第3表付表1
も多いものから順次その順位を付した 場合におけるそれぞれ第一順位から第		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2
五順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等		認定基準等チェック表 (第5表)
の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内 の親族又は役員と特殊の関係のある者で、		認定基準等チェック表 (第7表)
前事業年度における当該認定特定非営利 活動法人等に対する寄附金の額の合計額		欠格事由チェック表
活動伝入等に対する新附金の額の合計額 が二十万円以上であるものに限る。)の氏 名並びにその寄附金の額及び受領年月日		

- 備考 1 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月7日以内に、同法第54条第2項に掲げる書類を、所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する必要があります。
  - 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」に チェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に 事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

#### 3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号(口に係る部分を除く。)、第 4 号イ及び口、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表(「ロ」欄の記載は必要ありません。)、第 3 表付表  $1 \cdot 2$ 、第 4 表(初葉)、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「 年 月 日~ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

宝 宝

この規則は、令和三年六月九日から施行する。

める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定

令和三年六月一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

### 三重県規則第百十四号

を定める条例施行規則の一部を改正する規則地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等

第五号様式を次のように改める。める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定

第5号様式(第23条関係)

<b>受付印</b>	指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書					
	主たる事務所の 所 在 地	Ŧ	電 FAX		_	
	(フリガナ)					
年 月 日	法人の名称					
二手目知事 ウィ	(フリガナ)					
三重県知事の宛て	代表者の氏名					
	直近の指定日		年	月	日	
	* * * * * * * *	自	年	月	目	
	前事業年度	至	年	月	日	

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条 第1項の規定により、以下の書類を提出します。

第1 gの M L により、		
(1) 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類	チェック欄 ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支	
(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	給(口を除く) 口 給与を得た職員の総数及び総額	
提出しない場合	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手 先及び支出年月日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)	った場合におけるその金額及び使途並 びにその実施日	
(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類		
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	並びに条例第6条各号のいずれにも該当し ていない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金 額その他その内容に関する事項	条例第4条第1項第1号基準チェック表(第1表)	
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる	条例第4条第1項第2号基準チェック表(第2表)	
取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した		
場合におけるそれぞれ第1順位から第5	E (B   D   15 ) =	
順位までの取引 ロ 役員等との取引	監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」(第7表付表2)	
ロー仅貝守との取り	条例第4条第1項第8号基準チェック表(第8表)初葉	
③ 寄附者(当該指定特定非営利活動法人	Maria de Mar	
の役員、役員の配偶者若しくは3親等以 内の親族又は役員と特殊の関係のある者	加旦放け基本フ次立の滋油放の出泊放(笠 o 主 4 主 o)	
で、前事業年度における当該指定特定非	条例第4条第1項第9号基準チェック表(第9表)	
営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の	条例第4条第1項第10号基準チェック表(第10表)	
氏名並びにその寄附金の額及び受領年月	条例第4条第1項第11号基準チェック表(第11表)	
日	欠格事由チェック表	

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月7日以内に、同条例第10条第2項第2号から第5号までに掲げる書類(同項第4号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を、知事に提出する必要があります。ただし、同条例第10条第2項第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。
  - 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

宝 宝

この規則は、今和三年六月九日から施行する。

告 示

#### 三重県告示第365号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次の ように定めます。

令和3年6月1日

三重県知事 木

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額(平成6年三重県告示第265 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例第5条の2第1項の年金たる補償に |等に関する条例第5条の2第1項の年金たる補償に 係る補償基礎額及び第5条の3第1項の休業補償に |係る補償基礎額及び第5条の3第1項の休業補償に 係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める 額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄 に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中

欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	<u>6,583円</u>	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める 額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄 に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中 欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層 最低限度額 最高限度額 20歳未満 4,981円 13,342円 20歳以上25歳未満 5,543円 13,342円 25歳以上30歳未満 6,051円 14,157円 30歳以上35歳未満 6,475円 17,104円 35歳以上40歳未満 6,783円 19,320円 40歳以上45歳未満 7,031円 21,235円 45歳以上50歳未満 7,086円 23,266円 50歳以上55歳未満 6,995円 25,503円 55歳以上60歳未満 6,543円 25,515円 60歳以上65歳未満 5,315円 20,511円 65歳以上70歳未満 3,970円 14,980円 70歳以上 3,970円 13,342円

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金 たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

#### 三重県告示第366号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三重県条例第43号)第10条の2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年6月1日

三重県知事 木

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額 の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額(平 成11年三重県告示第261号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

#### TF.

関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額 | 関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額 は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分にし、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に 応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごと┃応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごと にそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

C C 4 0 C 4 01	137 (A) THE CARLO OF THE	( ) 20
介護を要する状態	介護を受けた日の区分	金額
の区分		
常時介護	1 一の月に介護に要す	その月における介
を要する	る費用を支出して介護	護に要する費用と
状態	を受けた日があるとき	して支出された費
	(次号に掲げる場合を	用の額(その額が
	除く。)	171,650円を超え
		るときは、 <u>171,650</u>
		<u>円</u> )
	2 一の月に親族又はこ	月額 <u>73,090円</u> (新
	れに準ずる者による	たに介護補償を支
	介護を受けた日があ	給すべき事由が生
	るとき (その月に介護	じた月にあって
	に要する費用を支出	は、介護に要する
	して介護を受けた日	費用として支出さ
	がある場合にあって	れた額)
	は、当該介護に要する	
	費用として支出され	
	た額が <u>73,090円</u> 以下	
	であるときに限る。)	
随時介護	1 一の月に介護に要す	その月における介
を要する	る費用を支出して介護	護に要する費用と
状態	を受けた日があるとき	して支出された費
	(次号に掲げる場合を	用の額(その額が
	除く。)	<u>85,780円</u> を超える
		ときは、 <u>85,780円</u> )
	2 (略)	(略)

#### 改 正 前

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に にそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする

K	こそれぞれ	可表	長の右欄に掲げる金額	[とする。
	介護を要			
	する状態	1	介護を受けた日の区分	金 額
	の区分			
	常時介護	1	一の月に介護に要す	その月における介
	を要する		る費用を支出して介護	護に要する費用と
	状態		を受けた日があるとき	して支出された費
			(次号に掲げる場合を	用の額(その額が
			除く。)	166,950円を超え
				るときは、 <u>166,950</u>
				<u>円</u> )
		2	一の月に親族又はこ	月額72,990円 (新
			れに準ずる者による	たに介護補償を支
			介護を受けた日があ	給すべき事由が生
			るとき(その月に介護	じた月にあって
			に要する費用を支出	は、介護に要する
			して介護を受けた日	費用として支出さ
			がある場合にあって	れた額)
			は、当該介護に要する	
			費用として支出され	
			た額が <u>72,990円</u> 以下	
			であるときに限る。)	
	随時介護	1	一の月に介護に要す	その月における介
	を要する		る費用を支出して介護	護に要する費用と
	状態		を受けた日があるとき	して支出された費
			(次号に掲げる場合を	用の額(その額が
			除く。)	<u>83,480円</u> を超える
				ときは、 <u>83,480円</u> )
		2	(略)	(略)
		<u> </u>		

附則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護 補償について適用する。

#### 三重県告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規 定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	ありよし調剤薬局	桑名市西別所 996 番地 6	令和3年5月1日
薬局	ほくせい調剤薬局	いなべ市北勢町中山 16番地7	令和3年5月1日
薬局	とういん調剤薬局	員弁郡東員町大字六把野新田 130 番地 5	令和3年5月1日
薬局	健やか薬局白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	令和3年5月1日

#### 三重県告示第 368 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
  - 鈴鹿市南玉垣町 4978-1 の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

#### 三重県告示第 369 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 第1

- 1 通知することができない者の氏名 三東林業株式会社
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字簔輪谷 945
- (2) 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 2

- 1 通知することができない者の氏名 中西 知恵子
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字黒岩 964 の 10
- (2) 保安林として指定された目的 水源の洒養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

1 通知することができない者の氏名

永峰 傳次

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字黒岩 964 の 21
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第4

1 通知することができない者の氏名

生田 政信

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 3、969 の 20
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第5

- 1 通知することができない者の氏名
  - 株式会社三景商事
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

1 通知することができない者の氏名

坂口 岩吉

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

#### 第7

- 1 通知することができない者の氏名 新日本林業株式会社
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

#### 第8

- 1 通知することができない者の氏名
- 2 通知の要旨

森田 元三郎

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

1 通知することができない者の氏名

松本 真喜子

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22
- (2) 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 10

1 通知することができない者の氏名

松本 君代

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 11

1 通知することができない者の氏名

山口 敏明

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 969 の 23
- (2) 保安林として指定された目的 水源の 瀬養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 1 通知することができない者の氏名加道 熊告
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字廻り途 973 の 3
- (2) 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 13

1 通知することができない者の氏名

清水 吉章

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市上阿波字簔輪谷 930 の 10
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 三重県告示第 370 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 通知することができない者の氏名
  - 中 壽子
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市法花字東出 3046
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 三重県告示第 371 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ津高茶屋店

津市高茶屋小森町字中山 1366 番地

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社武嶋	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目8番99号	武嶋 純

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間 令和3年6月1日から同年10月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 372 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ久居庄田店

津市庄田町 2442 番地の1

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 373 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プライスカット伊勢二見店 伊勢市二見町山田原持垣外 117-1

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
変更後)		

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 374 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ三雲店

松阪市小舟江町 91

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
<b>本</b>		

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 375 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ松阪ショッピングセンター 松阪市下村町 594-1 ほか

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
トップメディアホールディング株式 会社	愛知県安城市三河安城南町1番地9-5	吉村 栄治

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧雄一郎

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 376 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アドバンスモール松阪 松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アドバンス中央	松阪市田村町 235 番地 1	村井 浩一
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アドバンス中央	松阪市田村町 235 番地 1	村井 浩一
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4	北島 常好
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王1丁目4番10号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江 62-1	杉浦 広一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号	後藤 達也
株式会社フレンズ	松阪市日野町 646	中村 保之
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4	鈴木 誠
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王1丁目4番10号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城一丁目8番地4	杉浦 広一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市名東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号	後藤 達也
株式会社フレンズ	松阪市日野町 646	中村 保之
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間 令和3年6月1日から同年10月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 377 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール明和 多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地ほか 71 筆

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

	T	
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23番5号	木下 尚久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目 10番5号	長谷川 恒則
株式会社ツジオカ	伊勢市曽袮一丁目8番16号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	上山 健二
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3番13号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目 12 番 10 号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目 10番 11号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番地1号	寺脇 栄一
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社ヌーボーガール	津市鳥居町 275 番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社BE UP	松阪市船江町 523 番地 6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鵜の森一丁目 13番 43号	中村 壽雄
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生

株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目1番27号	福田 三千男
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町14番地1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
あちは株式会社	愛知県名古屋市千種区今池四丁目 15番5号	阿知波 雅大
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
林 鴻武	松阪市南町 25 番地	_
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市矢木二丁目 395 番地 1	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9番 38 号	滝川 和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	冨澤 昌宏
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125 番地の 1	向井 正太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	高橋 芳枝
化粧品のふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広
株式会社シシュノン	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町 16番 11号	鈴木 周二
植本 優	津市一身田上津部田 1547 番地 61	-
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目2番13号	山口 幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	藤原 信幸

文义以/		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目 10番5号	長谷川 恒則
株式会社ツジオカ	伊勢市曽袮一丁目8番16号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	上山 健二
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目 12番 10号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目 10番 11号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番地1号	寺脇 栄一
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社ヌーボーガール	津市鳥居町 275 番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社BE UP	松阪市船江町 523 番地 6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
TANIX株式会社	四日市市鵜の森一丁目 13 番 43 号	中村 壽雄
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生
株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目1番27号	福田 三千男

株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家	正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町 14番地 1	盛田	明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合	映治
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花	隆央
林 鴻武	松阪市南町 25 番地	-	
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市矢木二丁目 395 番地 1	北方	康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9番 38 号	滝川	和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田	利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地	中澤	道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	冨澤	昌宏
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125 番地の 1	向井	正太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中	仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	吉田	嘉明
化粧品のふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井	勝己
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花	隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島	康広
株式会社シシュノン	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町 16番 11号	鈴木	周二
植本 優	津市一身田上津部田 1547 番地 61		
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目2番13号	山口	幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	藤原	信幸

- 3 変更年月日
  - 2(1)令和3年4月1日
  - 2(2)令和2年10月1日
- 4 変更理由
  - 2(1)設置者の代表者変更のため
  - 2(2)小売業者の名称、代表者の変更及び小売業者の退店のため
- 5 届出の日

令和3年5月10日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 378 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ鈴鹿高岡店・パーティハウス鈴鹿店

鈴鹿市高岡町旭 2078 番地ほか8筆

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男
株式会社桐生	三重県鈴鹿市神戸二丁目7番30号	桐生 和明

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

# 三重県告示第 379 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ鈴鹿木田店

鈴鹿市木田町字石ヶ広 1059番3の一部ほか12筆

#### 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 380 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ名張西原店 名張市西原町 2440 番ほか 12 筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)

(仮称)オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

(変更後)

オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18番2号	藤田 勝幸

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	伊藤 光博

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日
  - 2(1)令和2年3月26日
  - 2(2)令和3年4月1日
  - 2(3) 令和 3 年 2 月 21 日
- 4 変更理由
  - 2(1)店舗正式名称の決定のため
  - 2(2)及び(3)代表者の変更のため
- 5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 381 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ亀山店

亀山市栄町萩野 1488-154 ほか 14 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 382 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ サウス亀山店

亀山市菅内町 1369 番1

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 383 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ熊野店

熊野市井戸町中芝 436-14 ほか 13 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第 384 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ有馬店

熊野市有馬町 5321-3 ほか1筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

- 5 届出の日
  - 令和3年4月30日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 385 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - スーパーセンターオークワいなべ店
  - いなべ市大安町石榑東字下島ヶ原 1928-1 ほか5筆
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(	少	۲.	更	育	ij)	

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日
  - 令和3年2月21日
- 4 変更理由
  - 代表者変更のため
- 5 届出の日
  - 令和3年4月30日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 386 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ伊賀新堂店

伊賀市新堂字中出 214 番地 1 ほか 10 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 387 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定

により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - スーパーセンターオークワみえ朝日インター店
  - 三重郡朝日町向陽台3丁目2-1
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
(	変更後)		

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 388 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。 令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パーク七里御浜モール

南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	奥地 常男
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	辻 利文

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	奥地 常男
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
御浜商業協同組合	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	檜作 純三
御浜商業開発株式会社	南牟婁郡御浜町大字神木 2065-1	田中 寛
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町賀茂工業団地	矢野 博丈
有限会社エンジェル	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	福井 さよこ
株式会社ガーデンタテシマ	熊野市木本町赤坂 648-10	立嶋 昭三
有限会社マルニシみかん店	南牟婁郡御浜町大字下市木 4645-199	西力
京都宝製菓株式会社	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺造路町 31	河越 将守
KC運営委員会	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	中丈 治
牧山 実	和歌山県新宮市谷王 3-2	-
勝田 多鶴子	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
檜作 純三	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
川合 いさ	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
柏木 秀和	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
端地 五十鈴	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
古川 量久	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
田上 和利	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
下川 和亮	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
内水 みえ	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	辻 利文
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
有限会社すぎもと農園	南牟婁郡御浜町大字神木 394 番地	杉本 賢
有限会社たなか	和歌山県新宮市春日9番4号	田中 裕也
端地 五十鈴	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6451 番地の 2	-
川合 順子	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4236 番地	-

勝田	多鶴子	熊野市有馬町大字下市木 4542 番地の 58	_
檜作	純子	南牟婁郡御浜町大字下市木 2525 番地 3	-
松本	まさよ	和歌山県新宮市蜂伏 11 番地の 54	-

3 変更年月日

令和3年2月21日

- 4 変更理由
  - 2(1)代表者変更及び誤記修正のため
  - 2(2)代表者及び小売業者の変更のため
- 5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 389 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Aゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年7月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 390 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Bゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口8946ほか9筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年7月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 391 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 一号舘北楠店

四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 7 ほか 3 筆

- 2 四日市市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

当該地は、楠小学校及び楠中学校の通学区域である。営業時間の変更により、児童や生徒の通学経路の一部と、来客車両経路及び業者車両経路が重複することから、特に通学時間帯において、歩行者及び自転車への安全対策について十分な配慮を行うこと。

必要駐輪場台数の確保に努めること。

自動二輪車の駐車場確保に努めること。

(2) 騒音の発生に係る事項

来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排気ガスや騒音の軽減に努めること。

搬入車両の入庫作業と荷捌きは、苦情等が発生しないよう配慮して行うこと。

実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

周辺住民の日常生活に支障をきたさないよう当該店舗変更計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知するとともに、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸課題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決をはかること。

環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に許可が必要となることから予め四日市市環境部 環境保全課と協議を行うこと。

青少年の健全育成のため、青少年の見守り活動等に協力すること。

四日市市子ども未来部青少年育成室の補導員が街頭パトロール巡回を実施する際には、理解頂くとともに協力を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年7月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 392 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
  - 山居3地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
  - 北牟婁郡紀北町長島
- 3 区域の土地の表示

北牟婁郡紀北町長島字治五兵衛谷 380 番 1 の一部、380 番 6 の一部、382 番の一部、383 番 1 の一部、383 番 2 の全部、384 番 1 の全部、384 番 2 の一部、384 番 3 の全部及び 384 番 4 の全部の土地、字蓮池ノ上 543 番 1 の一部及び 543 番 2 の全部の土地並びにこれらに介在する公有地

公 告

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
  - 名張市
- 2 調査を行った期間

平成24年8月から平成29年3月まで

- 3 成果の名称
  - 名張市(南町及び朝日町)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

名張市南町·朝日町地内

5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
  - 亀山市
- 2 調査を行った期間

平成26年10月から平成28年1月まで

3 成果の名称

亀山市みずほ台の一部の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
  - 亀山市みずほ台地内
- 5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
  - いなべ市
- 2 調査を行った期間

平成21年1月から平成23年3月まで

- 3 成果の名称
  - いなべ市(北勢町阿下喜字西谷・間坂地区)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

いなべ市北勢町阿下喜地内

5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

大台町

2 調査を行った期間

平成26年7月から平成31年3月まで

3 成果の名称

多気郡大台町弥起井①②③地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

多気郡大台町大字弥起井·大字佐原地内

5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

度会町

2 調査を行った期間

平成26年7月から平成29年3月まで

3 成果の名称

度会郡度会町 (麻加江横内) の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

度会郡度会町麻加江地内

5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

度会町

2 調査を行った期間

平成26年7月から平成30年3月まで

3 成果の名称

度会郡度会町 (麻加江奥屋敷) の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

度会郡度会町麻加江地内

5 認証年月日

令和3年5月20日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称 紀北町
- 2 調査を行った期間 平成20年7月から令和2年7月まで
- 3 成果の名称紀北町相賀(本地 5 地区)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域北牟婁郡紀北町相賀地内
- 5 認証年月日 令和3年5月20日

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

事 業 名	地区名	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業(湛水防除事業(小規	かい 松ヶ崎地区	令和3年3月25日

森林法施行令 (昭和 26 年政令第 276 号) 第 4 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

	二里乐和寺	事 如 小 央 呶
指定施業要件を定めるについ て同一の単位とされている保 安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	158. 21
	土砂の流出の防備	276. 01
四日市地区	水源のかん養	3. 26
	土砂の流出の防備	239. 81
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84. 22
	土砂の流出の防備	281. 17
北勢	公衆の保健	288. 52
安濃川	水源のかん養	112. 17
	土砂の流出の防備	27. 84
雲出川	水源のかん養	281. 91
	土砂の流出の防備	197. 99
津地方	公衆の保健	60.88
櫛田川	水源のかん養	744. 82
	土砂の流出の防備	271. 58
宮川上流	水源のかん養	1096. 09
	土砂の流出の防備	168. 04
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	532. 43
	土砂の流出の防備	119. 36

志摩地区	水源のかん養	66. 82
	土砂の流出の防備	76. 88
五ヶ所地区	水源のかん養	4.00
	土砂の流出の防備	24.06
吉津地区	水源のかん養	250. 78
	土砂の流出の防備	93.40
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.72
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27. 90
伊賀地区	水源のかん養	173. 31
	土砂の流出の防備	255. 89
伊賀	公衆の保健	92. 46
尾鷲地区	水源のかん養	825. 98
	土砂の流出の防備	303. 92
紀北	公衆の保健	23. 02
木本地区	水源のかん養	53. 21
	土砂の流出の防備	21.61
熊野川	水源のかん養	225. 27
	土砂の流出の防備	181. 23
紀南	公衆の保健	1. 15

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和3年6月1日から同年9月30日まで

3 作業地域

員弁郡東員町大木及び同町長深

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が 令和 3 年 4 月 28 日に終了した旨、津地方法務局長から通知がありました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

津市垂水、同市津興、同市八幡町津、同市八幡町藤方、同市藤方及び上弁財町の一部並びに同市藤枝町

# 発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/